

下呂市監査告示 第7号

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和4年3月24日

下呂市監査委員 都 竹 基 己

下呂市監査委員 今 井 能 和

令和3年度

定期監査結果報告書

(2月実施分)

下呂市監査委員

第1 監査の実施

1 下呂市監査基準への準拠

監査委員は、下呂市監査基準（令和2年下呂市監査委員告示第4号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第199条第4項の規定による定期監査

3 監査の対象

令和3年4月から令和4年2月まで（一部令和2年度含む。）の各部課等の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を実施した。

市長公室	企画課・危機管理課・市民活動推進課・秘書広報課
総務部	総務課・財務課・市民課・税務課
環境部	環境課・環境施設課
農林部	農務課・林務課
観光商工部	観光課・商工課・観光施設
建設部	建設総務課・建設課
生活部	生活課・上下水道課
金山病院	
消防本部	消防総務課・予防課・通信指令課・中消防署
会計課	
議会事務局	
監査委員事務局	

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

5 監査の主な実施手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合规性を主眼とし、経済性・効率性・合理性の視点にも留意して、各部課等から提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて、証憑突合その他通常実施すべき監査手続きを実施した。

6 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所：下呂市役所下呂庁舎、下呂総合庁舎、クリーンセンター、金山病院、
消防本部
- (2) 日 程：令和4年2月2日から令和4年2月10日まで

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営にかかる事業の管理について監査したところ、おおむね適正に執行されているものと認めた。

なお、その都度、改善や検討を求めた軽易な事項及び改善中や具体的に改善計画のある事項については記述を省略するが、次の事項については改善または検討されたい。

1 指摘事項

(1) 巖立峡がんだて公園敷地内公有財産の施設使用許可について

小坂町落合地内のがんだて公園敷地内の建物（がんだて茶屋・トイレ、小坂の滝めぐり案内事務所、倉庫、東屋）について、地元法人Aから観光客に対し滝めぐりの案内等のサービスを提供することを目的に、施設使用許可申請書が提出され、いくつかの条件を付して使用許可が出されている。

使用許可の条件として、「施設を許可の目的以外に使用し、又はその使用する地位を譲渡、若しくは転貸しないこと。」、「施設使用にかかる光熱水費等の費用を別途負担すること。」となっている。

今回の監査において、小坂の滝めぐり案内事務所は、地元NPO法人Bが使用していることから、転貸になるのではないかとの疑義が生じた。また、がんだて公園敷地内の電気料については、検針メーターが1つであることから市が一括で支払い処理を行っており、このうち使用許可施設分の電気料について地元法人Aに対し請求していないことが判明した。

小坂の滝めぐり案内事務所は、直接、地元NPO法人Bから施設使用許可申請書を提出していただくことが必要である。また、使用許可施設における電気料は、自治法第231条の3第1項に規定される使用料として請求する公債権であるため、この債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されない。同法240条第2項の規定に基づき、使用許可施設に係る電気料の負担額を算定して許可申請者に過年度分も含めて請求されたい。

（観光課、小坂振興事務所）

(2) 巖立峡がんだて公園管理業務委託について

小坂振興事務所において、当該公園敷地内の建物及び駐車場を清掃管理する目的で、地元法人Aに業務委託を行っている。

委託の範囲には前述指摘事項(1)で使用許可を出した施設も含まれていたことから、担当課に確認したところ、市が管理すべき施設である供用部分のトイレや駐車場について管理業務委託を行っているとのことであった。また、委託事業に係る人件費は、直接従事する者の「時間単価×直接従事時間数」によるものであるが、完了検査復命書に添付されている業務日誌を確認すると従事時間が明確になっていなかった。

使用許可を受けた施設は、許可を受けた側に管理義務があることから、業務仕様書及び施設使用許可書において、市が管理する範囲と使用許可を出す範囲を明確にする必要がある。また、人件費の積算については、作業実態に基づき確実な算定を行い、仕様書には1回当たりの従事時間数を明記する等、適正な業務委託契約事務を実施し、業務日誌については、従事時間が明確に把握できる様式を検討されたい。

なお、当該委託業務は特命随意契約により実施されているが、今後は下呂市随意契約ガ

イドラインに基づき競争入札により執行するなど、公正性・経済性・適正履行の確保を図られたい。

(観光課、小坂振興事務所)

(3) 物品会計における物品の所管替えの手続きについて

物品の出納については、下呂市会計規則第5章物品会計の規定により、物品の取得、出納、保管及び処分の取り扱いがなされている。

今回の監査において担当課に確認したところ、所管替えとなった物品は書面によらず電話等により連絡を受けた都度、備品台帳を整理しているとのことであった。

同規則第66条によると、「課等の長は、物品の受入れをしようとするとき、又は払出しをしようとするときは、物品購入票、物品取得票、物品返納票（様式第49号）又は物品不用決定票（様式第50号）を送付して、会計管理者に対し出納通知をしなければならない。（略）」と規定している。

全ての物品は、貴重な税金により取得した大切な財産であることから、物品の出納手続きが適正に実施されるよう職員に周知し、規定に基づいた事務処理をされたい。

(会計課)

(4) 市道の供用開始に関する告示について

令和3年3月29日付下呂市告示第79号「市道の供用開始に関する告示」において、供用開始の期日欄の日付が欠落していた。

今回の監査において担当課に確認したところ、告示の起案文書を決裁に回す時点では日付は記入せず、決裁完了後に決裁日を記入して告示することになっていたが、日付の記入を失念して告示したとのことであった。

今後は、再発防止策を検討して適正な事務処理をされたい。

(建設総務課)

2 意見

(1) 地域観光事業負担金について

今回の定期監査において、萩原、小坂、金山、馬瀬の各観光協会に対して、市が観光協会の構成員でないにもかかわらず、エコツーリズム推進事業として地域観光事業負担金各150万円を支出していたため、その理由について確認を行った。

担当課によると、本来は市で行うべき事業だが、各観光協会が実施した方が効率的という理由で負担金として支出しているとのことであった。

負担金は、法令上特定の事業について、地方公共団体が特別の利益を受けることに対して一定の金額を支出する場合と、地方公共団体が構成員となっている各種団体の必要的経費を負担する場合の2種類であると思われる。このことから、市が構成員となっていない各観光協会に対する当該地域観光事業負担金としての支出は適当でないと思われるので、適正な支出方法、支出科目について検討されたい。

また、予算の適正化を推進するため、負担金、補助金及び交付金に係るガイドラインの作成について検討されたい。

(観光課、財務課)

(2) 時間外勤務の多い職員の健康管理について

危機管理事案である災害対応や新型コロナウイルス感染症防止対策業務などについては、上限時間を超えて時間外勤務を命じることができることとなっており、通常業務と並行して業務を実施することから、長時間の時間外勤務対応となる場合がある。令和3年11月に実施した健康福祉部の定期監査において、新型コロナウイルス感染症防止対策業務により長時間の時間外勤務が確認されたため、今回の監査で、人事担当課に時間外勤務の多い職員の健康管理の対応について聞き取りを行った。

担当課によると、月40時間以上の長時間勤務職員については、労働安全衛生法などを始めとする関係法令等により、職員の健康管理について適宜対応しているが、管理職職員については、時間外勤務の実態の確認が出来ないことから、上司による日常の勤務状況の把握により対応しているとのことであった。

職員の健康管理については、管理職職員についても必要であることから、客観的な方法による労働時間の実態把握方法を検討されたい。

(総務課)

(3) 原材料支給及び重機借り上げ制度に係る予算執行について

令和3年11月に実施した定期監査において、各振興事務所の原材料支給及び重機借り上げ制度に係る予算の執行状況を確認したところ、本来は農務課、林務課、建設課（以下「本課」という。）の予算科目で対応すべき事案を、振興事務所の自治振興費予算で対応しているものが認められた。

このため今回の定期監査では、本課が自治会等から申請を受けた場合おける、当該予算の取扱いについて聞き取りを行った。

①農務課

農地及び農業用施設を対象範囲とし、各種団体の代表者（管理組合、土地改良区、自治会等）による申請を受け、金額の上限を15万円未満とし支出している。振興事務所は自治会からの申請分について予算対応している。

②林務課

峰越林道及び広域林道を対象範囲とし、林道管理組合又は自治会による申請を受け、金額の上限を定めず支出している。その他の林道は、振興事務所の予算対応としている。

③建設課

市道及び河川を対象範囲とし、自治会による申請を受け、金額の目安を15万円までとし支出しているが、状況によっては超過することもある。振興事務所との協議により予算対応を決定している場合がある。

予算執行にあたっては、対象施設の設置目的に沿った科目で支出することが基本であることから、本来の予算科目で対応するよう、各振興事務所と十分に協議されたい。

なお、振興事務所で予算対応している原材料支給及び重機借り上げについて、令和元年11月及び令和2年11月に実施した定期監査の指摘事項を受け、対象事業が明確に判断できる要綱等を現在作成中である旨、口頭で中間報告を受けている。

(農務課、林務課、建設課)

(4) 花池バス停設置に関する起案について

バスの待合所は、下呂市コミュニティ施設等整備事業補助金交付要綱に基づき、自治会が設置し管理するものに対し補助金を交付することとなっているが、花池バス停新築工事について、予備費対応により市が直接執行していたため、一連の関係書類の確認を行った。

担当課によると、当該バス停は令和3年8月豪雨による飛騨川の氾濫により国道41号の一部が崩落し、花池バス停も流失したことから、災害に起因するとして市で設置したとのことであった。

この事案は、災害による特別な対応とのことであるが、市が設置するに当たっての起案文書が作成されていなかった。

市負担による事業の必要性等について起案文書により決裁をとり、説明ができる体制を整えておくことが必要である。

(生活課)